

2025年3月1日

**吸收分割に係る事前開示書面**  
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

東京都港区芝五丁目37番8号  
株式会社バンダイナムコホールディングス  
代表取締役 川口 勝

当社は、株式会社バンダイナムコエクスペリエンス（本店所在地：東京都港区芝浦三丁目1番35号。以下「BNXP」といいます。）との間で2025年2月18日付にて締結した吸收分割契約書に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、当社が保有する株式会社バンダイナムコアミューズメント（以下「BNAM」といいます。）の普通株式の全てをBNXPに承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行うことといたしました。本吸收分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

**1. 吸收分割契約の内容（会社法第782条第1項）**

吸收分割契約書の内容は、別紙1のとおりです。

**2. 吸收分割の対価がないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）**

本吸收分割に際して、BNXPは当社に対して、BNXPの株式、現金等の対価を交付しませんが、BNXPの発行済株式の全てを当社が保有しているため、かかる扱いは相当と判断しております。

**3. 吸收分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）**

**(1) 吸收分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容**

吸收分割承継会社であるBNXPの成立の日における貸借対照表の内容は、別紙2のとおりです。

**(2) 吸收分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容**

**① BNAMとの間の吸收分割**

BNXPは、BNAMとの間で、2025年2月18日付で吸收分割契約を締結し、2025年4月1日を効力発生日として、BNAMが保有する娯楽施設・小売施設等の運営及び支援事業、催

事等の小売販売事業、娯楽施設運営業のフランチャイズ事業（トライアル出店中のものに限る）、一般消費者向け電子商取引事業、娯楽施設用機器の賃貸事業並びにこれらに附帯する業務以外の事業に関する権利義務をBNXPに承継させることといたしました。

#### 4. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第183条第5号イ）

吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

##### (1) 自己株式の消却

当社は、2024年5月21日付で、自己株式6,000,000株を消却しました。

##### (2) 自己株式の処分

当社は、当社の取締役3名及び当社の子会社の取締役合計30名に対する株式報酬として、これらの者を引受人として、2024年7月12日付で自己株式の処分（普通株式81,300株）を行い、処分代金246,000,000円を受領しました。

#### 5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

##### (1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生までに当社の資産及び負債の状況に重大な変動が生じることは現在のところ予想されておらず、当社の本吸収分割の効力発生日後の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ予測されておりません。

したがって、当社の本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

##### (2) 吸収分割承継会社が当社から承継する債務の履行の見込みについて

本吸収分割により、当社がBNXPに承継させる対象は当社が保有するBNAMの普通株式のみとなる見込みです。よって、BNXPは当社から債務を承継しないため、該当事項はありません。

以上

吸收分割契約書

(次頁以降に添付のとおり)

## 吸收分割契約書



株式会社バンダイナムコホールディングス（以下「甲」という。）と株式会社バンダイナムコエクスペリエンス（以下「乙」という。）とは、甲の有する株式会社バンダイナムコアミューズメント（以下「BNAM」という。）の株式の全てを吸收分割の方法により乙に承継させること（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び住所）

本件分割に係る吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

#### (1) 吸收分割会社

（商号）株式会社バンダイナムコホールディングス  
（住所）東京都港区芝五丁目37番8号

#### (2) 吸收分割承継会社

（商号）株式会社バンダイナムコエクスペリエンス  
（住所）東京都港区芝浦三丁目1番35号

### 第2条（承継する権利義務）

- 乙は、本件分割により、甲から甲の有するBNAMの普通株式の全て（200,000株。以下「本件株式」という。）を承継する。
- 甲及び乙は、本件分割に際し、甲から乙へ承継される債務が一切ないことを確認する。

### 第3条（本件分割に際して交付する金銭等・乙の資本金及び準備金）

- 乙は、本件分割に際し、甲に対し、承継する本件株式の対価の交付を行わない。
- 本件分割に際し、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。



### 第4条（簡易分割）

甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行うものとする。

### 第5条（略式分割）

乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行うものとする。

#### 第6条（効力発生日）

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年4月1日とする。

ただし、本件分割の手続の進行その他の事由に応じて必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

2. 本件分割の効力は、乙が BNAM との間で締結する BNAM の施設運営及びこれに附帯する業務の所管部門を除く部門を対象とする吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が、本件分割の効力発生日において生じていることを条件として、生じるものとする。

#### 第7条（本件分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間ににおいて、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合、その他本件分割を阻害する重大な事態が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第8条（協議事項）

本契約に定める事項の他、本件分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保有する。

2025年2月18日

甲 東京都港区芝五丁目37番8号

株式会社バンダイナムコホールディングス

代表取締役 川口 勝



乙 東京都港区芝浦三丁目1番35号

株式会社バンダイナムコエクスペリエンス

代表取締役 川崎 寛



別紙 2

BNXP の成立の日の貸借対照表の内容

**開始貸借対照表**  
(2025年2月14日現在)

株式会社バンダイナムコエクスペリエンス

(単位:円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流動資産		流動負債	-
現金及び預金	100,000,000	固定負債	-
固定資産	100,000,000	負 債 合 計	-
	-	（純資産の部）	
		株主資本	100,000,000
		資 本 金	100,000,000
		純 資 産 合 計	100,000,000
資 产 合 計	100,000,000	負 債 及 び 純 資 産 合 計	100,000,000